

# 「厚生年金基金制度に関する専門委員会」意見書(平成25年2月8日)のポイント

- 「代行割れ」の常態化・9割以上の基金で上乘せ給付の積立不足 ⇒ 代行制度の持続可能性は低い
- 「代行割れ」問題は、厚生年金本体の財政や不足分を負担する母体企業にとつてリスク ⇒ 早急な対応が必要。代行割れを二度と起こさないため、基金の代行割れのリスクを厚生年金本体の財政から遮断する方策を制度的に担保することが必要。

## 特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応

- 分割納付時の連帯債務外など、現行制度の見直しはやむを得ない。
- 一方、特例措置の拡大については慎重意見多数。特に減額特例の拡大は反対。  
納付期間の延長に留めるべき。
- 特例解散制度は5年間で終了させ、再び導入することがないようにすべき。

## 代行制度の見直し

- 10年間の移行期間において代行制度を段階的に縮小し廃止するという試案の方向性については妥当であるという意見で概ね一致。なお、少数意見として一定の基準を満たす健全な基金は存続させてもよいのではないかという意見もあった。
- 「健全基金を残すべき」という議論については、「健全性」の基準とこの基準を満たさなくなった時の制度的な担保が必要で、安易な設定は「代行割れ予備軍」を将来に残すことになる。
- 健全性の基準としては、以下のような条件が最低限必要。  
① 企業年金である以上、解散した場合に上乘せ給付まで支払える資産を保有していることは当然であり、  
② 金融市場のリスクが高まっている中で、代行部分の資産を保全するためには、少なくとも代行部分の1.5倍を超える程度の積み立て水準が必要。

## 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

- 基金から他の企業年金制度への移行支援に当たっては、中小企業が作りやすい制度設計、手続きの簡素化等に留意すべき。
- 今後、公的年金と私的年金（企業年金、個人年金）の役割分担の在り方について議論していくべき。



# 厚生年金基金制度改革の基本構造

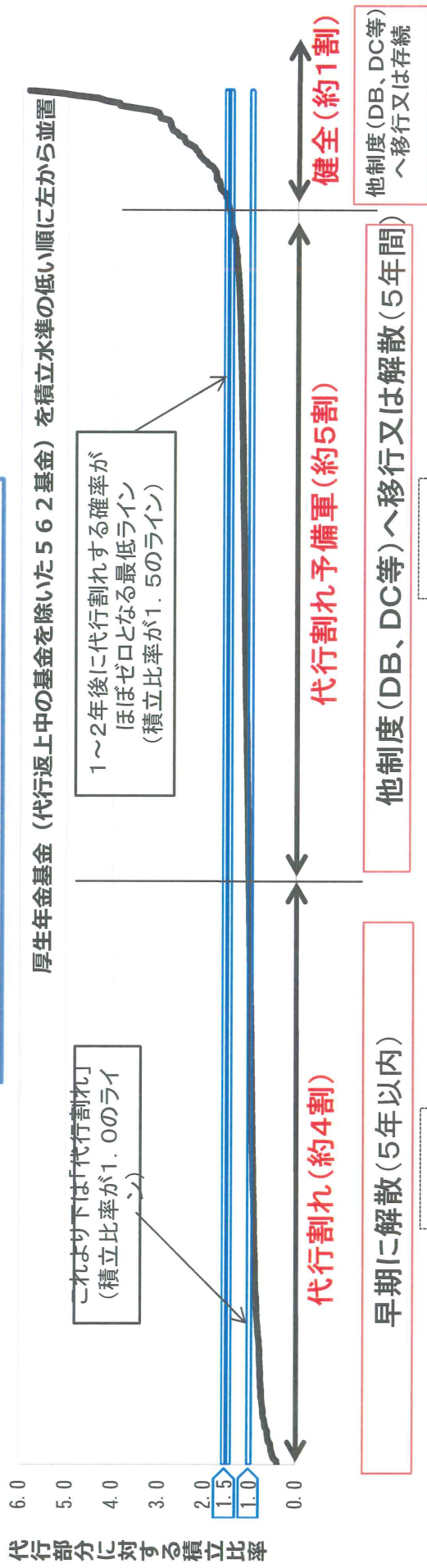
厚生年金被保険者を含めたリスクの  
分かち合いによる代行割れの早期解決



代行割れを再び起こさない  
ための制度的措置

## 代行割れリスクの度合いに応じた対応

(注)DB: 確定給付企業年金  
DC: 確定拠出年金



### 主な対策

- ※厚年本体との財政中立を基本
- ※公費(税)投入は行わない
- 分割納付の特例
  - ・事業所間の連帯債務外し
  - ・利息の固定金利化
  - ・最長納付期間の延長(現行最長15年)
- 納付額の特例(=現行特例解散と同じ)
- 解散認可基準の緩和
- 「清算型解散」の導入

### 主な対策

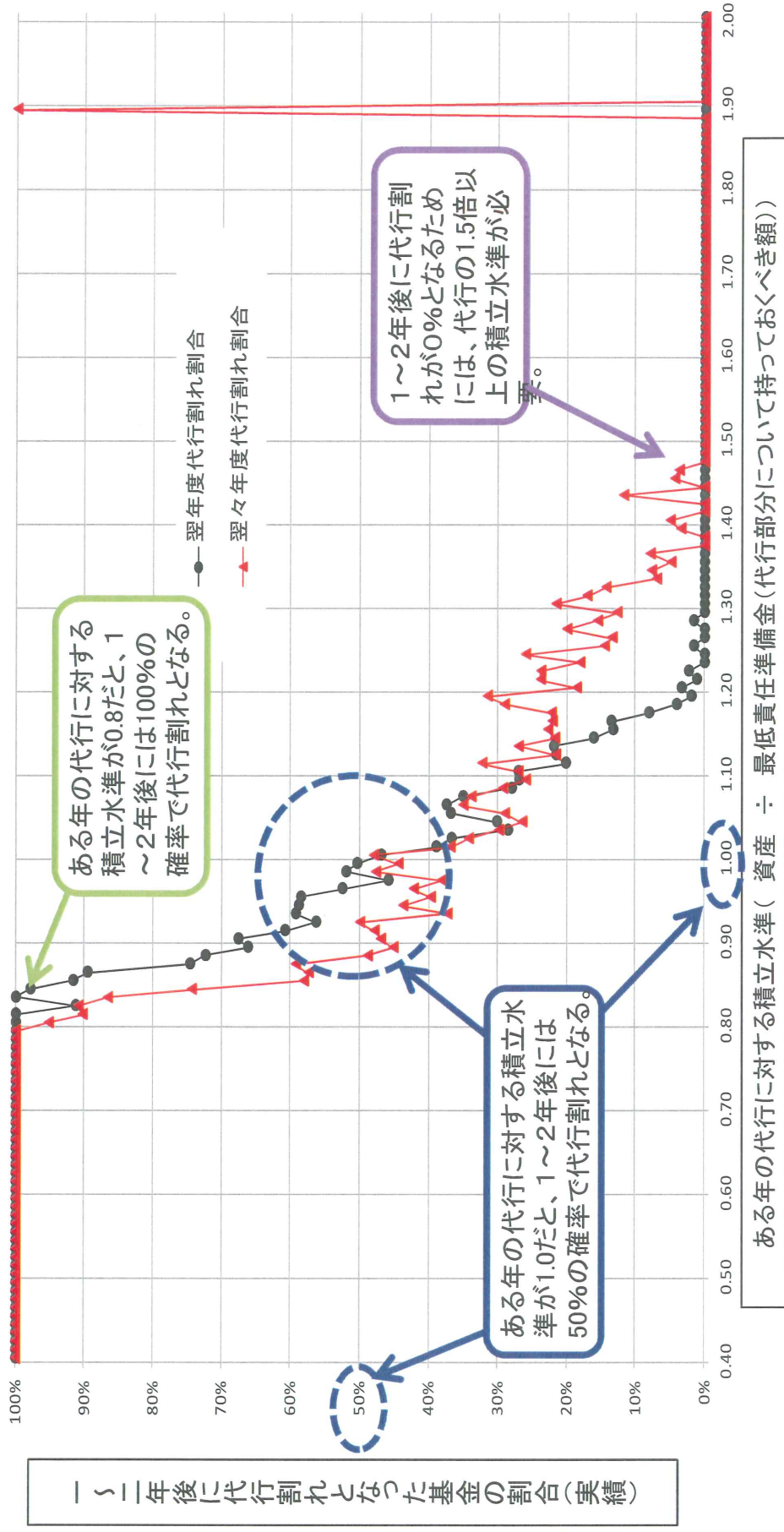
- 上乗せ資産を他制度(DB、DC、中退共)に持ち込んで移行
  - ・解散後、事業所(企業)単位で既存のDBや中退共へ移行できる  
仕組みを創設
  - ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長
  - ・簡易な制度設計(例:数理計算)で設立できるDBの対象拡大 など
- 解散認可基準の緩和 など
- ※施行日から5年後以降は代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金には厚労大臣が第三者委員会が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる。

## （参考2）代行割れを生じない積立水準①

- 平成12～23年度（※）の過去12年の全基金の決算データによると、1～2年後に代行割れとなる基金を発生させないためには代行部分（最低責任準備金）に対して概ね1.5倍を超える程度の積立が必要。

※この期間には日経平均が1万8000円程度に上昇した時期（平成17～18年）やサブプライム、リーマンショックの時期（平成19～20年）を含む。

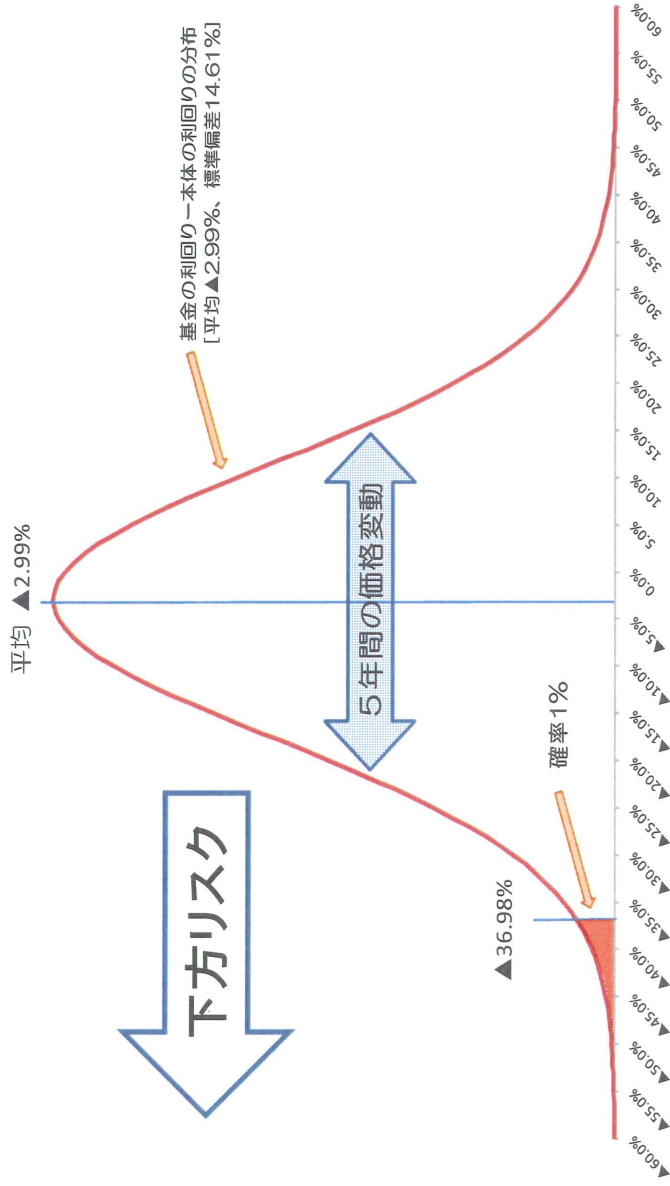
### < 翌年度及び翌々年度代行割れ割合（最低責任準備金精緻化後） >





## (参考3) 代行割れを生じない積立水準②

- 過去10年間のTOPIX等のベンチマーク及び厚生年金基金と厚生年金本体の資産構成・ポートフォリオをもとに、向こう5年間の「基金の利回り（累積）－本体の利回り（累積）」の平均と標準偏差を計測すると、平均△2.99％程度、標準偏差（変動）14.61％程度と見込まれる。
- これは、1％の確率で、今後5年間で代行部分（最低責任準備金）に対する純資産の割合が約37％程度低下する可能性があることを示しており、**今後5年間で99％の確率で代行割れとならないためには、現時点において、少なくとも代行部分の1.6倍程度（ $1 / (1 - 0.3698) = 1.59$ ）の純資産を保有している必要がある。**
- なお、この分析は資産構成の違いによる運用リスクのみを評価したものであるが、他に、運用に関するデリバティブ取引リスク、上乗せ給付に係る長寿リスクや経営リスク（適切な掛金設定等）その他様々なリスクがあることに留意が必要。



### 【試算の考え方等】

- 資産は、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、短期資産に分類。
- 厚生年金基金は平成10年以降の資産構成割合の平均、厚生年金本体はGPIFの資産構成割合を使用。
- 各資産の利回りの平均及び標準偏差については、過去10年間の各月のベンチマークの実績から、対5年前変化率を作成して計算。
- 利回りは、運用報酬控除後。（最近では、基金の運用報酬は0.3％程度、本体の運用報酬は0.02％となっている。）

## 厚生年金基金への国家公務員等退職者の再就職状況調査

### 1 対象

平成24年3月1日現在で現存する厚生年金基金(581基金)を調査。

(3月23日までに回答のあった基金分を集計。役員については579基金、職員については558基金)

### 2 結果

#### [全体]

#### (1) 役職員に国家公務員再就職者のいる基金数

役員:579基金中366基金(63%)

(うち、厚生労働省・旧社会保険庁からの再就職者がいる基金は359基金)

職員:558基金中230基金(うち、厚生労働省・旧社会保険庁からの再就職者がいる基金は219基金)

※ 平成21年5月調査:614基金のうち、役職員に国家公務員再就職者のいる基金は399基金

#### (2) 役職員のうち、国家公務員再就職者数は721人(役員405人、職員316人(うち運用担当職員は28人))

(うち、厚生労働省・旧社会保険庁からの再就職者数は689人(役員383人、職員306人))

(役員383人中、厚生労働省からの再就職者15人、旧社会保険庁からの再就職者368人)

※ 平成21年5月調査:役職員のうち、国家公務員再就職者数は646人(役員466人、職員180人)

#### (3) 公募状況

役員に国家公務員再就職者のいる366基金中、平成22年9月以降に役員任期が

到来したのは200基金。うち役員の公募を実施した基金は37基金



## 改正による代行割れ基金の負担額の変化（粗い試算）

- 最低責任準備金（代行部分の債務）の精緻化を行った後の代行割れ総額は▲約6000億円で、精緻化前の代行割れ総額▲約1兆1,000億円と比較すると約5割減となる。（平成23年度末時点の推計）
- 精緻化に加え、特例解散制度による納付額の特例を適用すると、不足額の返還のための事業主の負担額（加入員1人当たり）は、平均で約5割減となる。（平成23年度末時点の推計）

- 事業主負担額（加入員1人当たり）は、平均で約5割の減。
- 事業主負担額が150万円以上（加入員1人当たり）となる基金でも、15～20年の分割払いとすれば、1年当たりの負担額は、**現行の上乗せ掛金とほぼ同じ水準**（平成23年度末時点の推計）

- 事業主負担額（加入員1人当たり）が**50%以上減額となる基金は、全体の約6割**。（平成23年度末時点の推計）

※ 上記負担額には利息は考慮していない。実際の分割払いの利息は、今回の法改正で国債金利等をもとに、固定金利化する予定。

### (1) 事業主の負担額（加入員1人当たり）の分布

負担額 （加入員1人当たり） （万円）	現行 （基金数）	計算の精緻化 + 納付額特例適用 （基金数）
150 ~	30	10
100 ~	31	16
50 ~	66	36
10 ~	82	94
0 ~	1	33
0	0	21
計	210	210

平均 86万円 ▲50% → 44万円  
最高額 550万円 < 228万円

（参考）代行割れ基金の上乗せ掛金の年間平均額  
= 約12万円  
（10年分割 ... 22.8万円  
15年分割 ... 15.2万円  
20年分割 ... 11.4万円）

### (2) 事業主の負担額（加入員1人当たり）の分布

負担額の変化率 ※ 平均は△57%	基金数
△0 ~ △25%	21 (43%)
△25 ~ △50%	70
△50 ~ △75%	63
△75 ~ △100%	35 (57%)
△100%	21
計	210 (100%)

（注）平成23年度末に存在する厚生年金基金（代行返上基金を除く562基金）のうち、期ずれと0.875見直し後の代行割れ210基金についてのごく粗い試算。